

報告第3号

専決処分の報告について

支払遅延による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月26日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

支払遅延による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第5号

専決処分書

支払遅延による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事件確認日 令和4年4月28日
- 2 和解の相手方 法人
- 3 事件の概要 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る返還金の支払いに際し、相手方は、納付期限である令和4年4月27日の1日後に支払いを行った。
- 4 損害賠償額及び和解の内容 相手方は市に対し、7,189円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和4年7月15日

富津市長 高橋 恭市